



タイにペットを連れていく際の手続きについて

(2024年5月24日現在)

① ハンドキャリー

スワンナプーム空港からの入国の場合、現地申請とメールによる事前申請の2種類から選択できます。スワンナプーム空港以外からの入国は基本事前のメールによる申請のみになります。

I ハンドキャリー 犬、猫、うさぎ用（現地申請）

■まず次の書類を揃えてください。

- ① 英文ワクチン接種証明書
- ② 英文マイクロチップ装着証明書
- ③ RI/I 申請書（輸入許可申請書）

申請書は、以下 HP からダウンロードできます。

<https://www.opsmoac.go.th/tokyo-news-files-421491791810>

- ④ 申請者のパスポートの顔写真のページのコピー

■接種すべきワクチンは次のとおりです。

犬：狂犬病、ジステンパー、パルポウイルス、犬伝染性肝炎、レプトスピラ症

猫：狂犬病、猫パルポウイルス（FPV）

うさぎ：狂犬病（日本からの場合、日本は狂犬病清浄国であるため、狂犬病ワクチンの接種は免除されます。出国時の輸出検疫証明書に日本は狂犬病清浄国と明記してもらってください。）

■接種後は、英文接種証明書を獣医師より取得してください。ワクチンはマイクロチップ装着後入国 365 日～21 日前までに接種を終えてください。

■出国前に輸出検疫を受け空港の動物検疫所から輸出検疫証明書を取得します。詳細はお近くの動物検疫所へお尋ねください。

検疫所一覧 <https://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/attach/pdf/import-other-36.pdf>

■タイに入国後、①輸出検疫証明書 ②ワクチン接種証明書 ③マイクロチップ装着証明書 ④RI/I 申請書 ⑤申請者のパスポートとペットを連れて、手荷物受取ターンテーブル 8 番付近の動物検疫オフィス（24 時間対応）で手続きを行います。問題がなければ輸入が許可されます。手数料は 1 件 500 バーツです。



2 ハンドキャリー 犬、猫、うさぎ用（事前申請）

■まず次の書類を揃えてください。

- ① 英文ワクチン接種証明書
- ② 英文マイクロチップ装着証明書
- ③ RI/I 申請書（輸入許可申請書）

申請書は、以下 HP からダウンロードできます。

<https://www.opsmoac.go.th/tokyo-news-files-421491791810>

- ④ 申請者のパスポートの顔写真のページのコピー

■接種すべきワクチンは次のとおりです。

犬：狂犬病、ジステンパー、パルポウイルス、犬伝染性肝炎、レプトスピラ症

猫：狂犬病、猫パルポウイルス（FPV）

うさぎ：狂犬病（日本からの場合、日本は狂犬病清浄国であるため、狂犬病ワクチンの接種は免除されます。出国時の輸出検疫証明書に日本は狂犬病清浄国と明記してもらってください。）

■接種後は、英文接種証明書を獣医師より取得してください。ワクチンはマイクロチップ装着後、入国 365 日～21 日前までに接種を終えてください。

■①英文ワクチン接種証明書 ②英文マイクロチップ装着証明書 ③RI/I 申請書（輸入許可申請書）
④申請者のパスポートの顔写真のページのコピー⑤ペットの写真を qsap_bkk_import@dld.go.th へ送付します。書類審査後、Notification for Importation Animal(s) が発行されます。

（返信の目安は 7 日間以内です）

■出国前に輸出検疫を受け輸出検疫証明書を空港の動物検疫所から取得します。詳細は出国する空港の動物検疫所へお尋ねください。

検疫所一覧 <https://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/attach/pdf/import-other-36.pdf>

■タイに入国後、①輸出検疫証明書 ②Notification for Importation Animal(s)③申請者のパスポートとペットを連れて、手荷物受取ターンテーブル 8 番付近の動物検疫オフィス（24 時間対応）で手続きを行います。問題がなければ輸入が許可されます。手数料は 1 件 500 バーツです。

3 ハンドキャリー その他の動物

■輸入できるかどうかもふくめて、直接スワンナプーム空港動物検疫所までメールまたは電話でお問い合わせください。

qsap_bkk_import@dld.go.th

+66-2134-0731（8:30 - 16:30、月～金、英語またはタイ語）



② カーゴ

事前申請での対応のみになります。

I カーゴ 犬、猫、うさぎ用

■メールでの事前申請になります。

- ① 英文ワクチン接種証明書（うさぎは「輸出検疫証明書」に清浄国である旨明記で免除）
- ② 英文マイクロチップ装着証明書
- ③ RI/I 申請書（輸入許可申請書）
- ④ 申請者のパスポートの顔写真のページのコピー

■接種すべきワクチンは次のとおりです。

犬：狂犬病、ジステンパー、パルポウイルス、犬伝染性肝炎、レプトスピラ症

猫：狂犬病、猫パルポウイルス（FPV）

うさぎ：狂犬病（日本からの場合、日本は狂犬病清浄国であるため、狂犬病ワクチンの接種は免除されます。出国時の輸出検疫証明書に日本は狂犬病清浄国と明記してもらってください。）

■接種後は、英文接種証明書を獣医師より取得してください。ワクチンはマイクロチップ装着後入国 365 日～21 日前までに接種を終えてください。

■上記のほかに、(1)日本国内の住所とタイ国内の住所 (2)動物の個体情報（種類、性別、年齢、色、マイクロチップ番号など）(3)ペットの写真 (4)入国の日時と便名 (5)出国する空港名 をメールで qsap_bkk_import@dld.go.th へ送付し、Notification for Importation Animal(s) を取得します。

■詳細は直接スワンナプーム空港動物検疫所までメールまたは電話でお問い合わせください。

カーゴターミナルフリーゾーン地区 CE-1 ビル内

qsap_bkk_import@dld.go.th

+66-2134-0731（8:30 - 16:30、月～金、英語またはタイ語）

その他手続き全般詳細につきましてはスワンナプーム空港動物検疫所へ直接お願いします。

qsap_bkk_import@dld.go.th

+66-2134-0731（8:30 - 16:30、月～金、英語またはタイ語）

ドンムアン空港動物検疫所 qsdm_bkk@dld.go.th

チェンマイ動物検疫所 qscm_cmi@dld.go.th